

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)

■ 障害者虐待とは

以下の行為が障害者虐待にあたります。

身体的虐待	たたく、殴る、蹴る、つねる、無理やり食事を口に入れる、部屋に閉じ込める
性的虐待	性器への接触、性的行為の強要、キスする、裸にする、わいせつな画像を見せる
心理的虐待	どなる、おどす、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、わざと無視する
放棄・放置	食事を十分に与えない、不潔な住環境で生活させる、病院を受診させない
経済的虐待	年金や賃金を渡さない、財産や預貯金を着服する、日常生活に必要なお金を与えない

虐待は、刑法犯罪でもある。以下のように、分類される。

- 傷害罪**
人の身体を害する傷害行為を内容とする犯罪であり、広義には刑法第2編第27章に定める傷害の罪(刑法204条～刑法208条の2)を指し、狭義には刑法204条に規定されている傷害罪を指す。
暴行罪 2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
傷害罪 15年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 脅迫罪** 相手を畏怖させることにより成立する犯罪のこと。刑法第222条
脅迫の対象となる利益は、貞操、(財産上の)信用、交際(村八分)など
2年以下の懲役または30万円以下の罰金
- 強要罪** 権利の行使を妨害し、義務なきことを強制することで成立する。
法定刑は、3年以下の懲役。未遂罪であっても同じく3年以下の懲役。
- 強制性交等罪**
暴行又は脅迫を用いて13歳以上の者への性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」)、または、13歳未満の者に性交等をする犯罪。刑法177条 5年以上の有期懲役
- 準強制性交等罪**
暴行・脅迫によらない場合も、心神喪失・抗拒不能に乘じ、又は心神喪失・抗拒不能にさせて性交等をした場合には、準強制性交等罪に当たる(刑法178条2項)。法定刑は強制性交等罪と同一である。
- 保護責任者遺棄罪**
扶助が必要な人物を置き去りにする犯罪です。扶助が必要な人物とは、老年者・幼年者・身体障害者・病人の保護をしなかったという、いわゆる「何もしなかったこと」が罪に値する。
刑法218条前段に規定 保護責任者遺棄罪には懲役刑しか設けられていない。
- 横領罪** 委託を受けて占有している他人の物(他人から頼まれて預かっている物やお金)を、自分のものにしてしまう犯罪です。

◆報告、相談、通報等には、事実確認が必要

法律では、虐待を受けた疑いがある障害者を発見した人に、通報する義務を定めています。

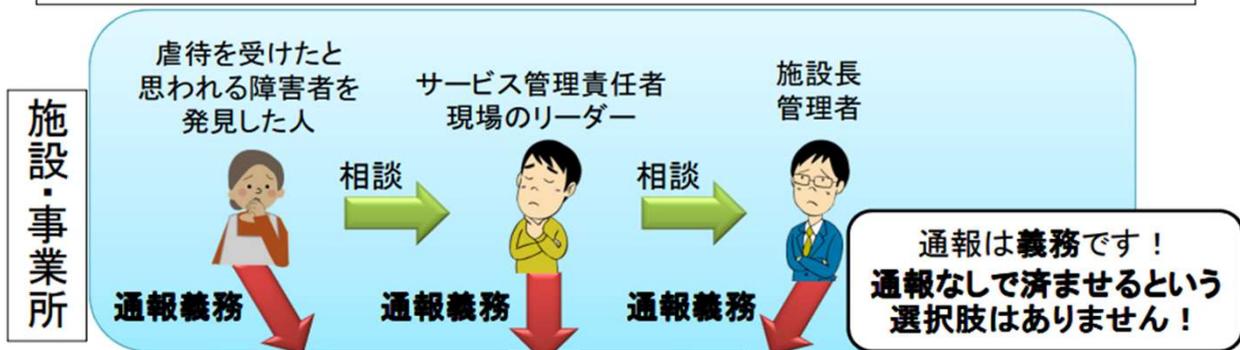
虐待防止の対応

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定(第3条)、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定(第4条・第5条)、障害者虐待の早期発見の努力義務規定(第6条)を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者の速やかな通報義務。**(虐待の疑いの段階で通報義務がある)**
- 3 障害者虐待が起きた場合の通報先など具体的スキームを定める。
(図-1)
- 4 障害者福祉施設等の設置者に、障害者虐待防止の措置を義務付ける。
(例: 虐待防止委員会・虐待防止マネージャー等)

(図-1)

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保 [スキーム] 虐待発見 → 通報 → 市町村 ① 事実確認(立入調査等) ② 措置(一時保護、後見審判請求)	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] 虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県 ① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] 虐待発見 → 通報 → 市町村 → 通知 → 都道府県 → 報告 → 労働局 ① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表

施設・事業所で虐待の疑いが起こったら、相談を受けた人も含めて、必ず通報しなくてはなりません。



◆通報等による不利益取り扱いの禁止 虐待通報したことによって、職員等が刑法等の守秘義務規定違反に問われたり、解雇・降格・減給等の処分を受けることはありません。

- ◆障害者虐待の判断に当たってのポイント
 - ア 虐待をしているという「自覚」は問わない
 - イ 障害者本人の「自覚」は問わない
 - ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる
 - エ 虐待の判断はチームで行う

◆虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は、幫助犯(ほうじょはん)としての疑いをもたれないようにすること(刑法62条1項)
 「正犯」を幫助した者をいう。幫助とは、正犯でない者が正犯の実行を容易にすることをいい、犯罪に使うもの(凶器など)を用意するといった物理的方法はもちろんのこと、正犯者を勇気づけるといった精神的方法でも幫助にあたることとされる。所謂、虐待行為を黙認してなにもしなかったことも含まれる。保護責任者遺棄罪にも該当する。

深刻な虐待に共通して起きていること

- 1) 小さな虐待から大きな虐待にエスカレート
- 2) 結果、利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 3) 複数の職員が複数の利用者に対して長期間に渡り虐待
- 4) 通報義務の不履行
- 5) 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 6) 事実確認調査に対する虚偽答弁(警察が送検した事例も)
- 7) 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 8) 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 9) 行政指導に基づく設置者、管理者の交代
- 10) 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底

※起きた事実は変えることはできません。隠さない、嘘をつかないことが重要！

緊急やむを得ず身体拘束をする場合のルール

★「障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準」 第48条2

(1) やむを得ず身体拘束をするときの3要件

- ①切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

※3要件に該当しても身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に！

(2) 組織として慎重に検討、決定し個別支援計画に記載

・どのような理由で、どのような身体拘束を、いつするのか

※個別支援会議による慎重な検討・決定。個別支援計画への身体拘束の態様及び時間、やむを得ない理由を記載すること！

(3) 本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る

※中立的・客観的な視点が必要。家族の心情等を考慮する。
第3者や専門家の意見も取り入れる。

(4) 必要な事項の記録(態様・時間・対象者の心身の状況等)

・身体拘束を行ったときは、支援記録などにそのつど記録